

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1） 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

（2） 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

（3） 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（4） 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構及び八王子商工会議所の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

（5） 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、最終改正令和 3 年 11 月 12 日厚生労働省令第 176 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

（6） 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、平成 18 年 3 月 31 日以前から在籍する者については独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入し、平成 18 年 4 月 1 日以降採用した者については独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入していたが、平成 31 年度より、八王子商工会議所が運営する特定退職金共済制度への加入に移行している。また、職員の希望により東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第 3 条に規定する「職員」

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(6) に記載する事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業または公益事業を運営する拠点区分を実施しているため、(1)～(5)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (6) 当法人が運営する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分において実施するサービス区分の内容
 - ア. 本部拠点
 - イ. 特別養護老人ホーム 偕楽園ホーム拠点（社会福祉事業）
 - 「指定介護老人福祉施設 偕楽園ホーム」
 - 「指定居宅介護支援事業所 偕楽園ホーム」（公益事業）
 - 「指定居宅介護支援事業所 北野」（公益事業）
 - 「指定通所介護 初音の杜」
 - 「指定認知症対応型通所介護 初音の杜」
 - 「指定認知症対応型共同生活介護 初音の杜」
 - 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 偕楽園ホーム」
 - 「指定訪問介護 偕楽園ホーム」
 - 「指定夜間対応型訪問介護 偕楽園ホーム」

- 「通所型短期集中予防サービス事業業務委託」(公益事業)
「配食サービス」(公益事業)
- ウ. 特別養護老人ホーム 第二偕楽園ホーム拠点 (社会福祉事業)
「指定介護老人福祉施設 第二偕楽園ホーム」
「指定短期入所生活介護 第二偕楽園ホーム」
「指定看護小規模多機能型居宅介護 第二偕楽園ホーム」
「指定訪問看護 第二偕楽園ホーム」(公益事業)
「企業主導型保育所 かいらくえん」(公益事業)
- エ. 八王子市高齢者在宅サービスセンター中野拠点 (社会福祉事業)
- オ. サービス付き高齢者向け住宅第二偕楽園ホーム拠点 (公益事業)
- カ. 八王子市地域包括支援センター大和田拠点 (公益事業)
「八王子市地域包括支援センター 大和田」
「指定介護予防支援事業 大和田」
「生活支援体制整備事業及び認知症地域支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の 種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	89,631,458	0	0	89,631,458
建 物	767,820,350	0	62,130,924	705,689,426
合 計	857,451,808	0	62,130,924	795,320,884

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

- ①建物(基本財産) 該当する事項はない。
②建物 該当する事項はない。
③構築物 該当する事項はない。
④機械及び装置 該当する事項はない。
⑤車輛運搬具 該当する事項はない。
⑥器具及び備品 [偕楽園ホーム]
冷蔵庫の廃棄に伴う取崩額

1 円

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	0 円
建物（基本財産）	445,668,080 円
計	445,668,080 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1 年以内返済予定額を含む）	196,742,000 円
計	196,742,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,809,396,033	1,103,706,607	705,689,426
建物	4,906,860	960,010	3,946,850
構築物	100,480,149	57,151,135	43,329,014
機械及び装置	7,186,856	5,375,372	1,811,484
車輛運搬具	29,108,347	29,108,321	26
器具及び備品	297,637,996	266,106,735	31,531,261
合 計	2,248,716,241	1,462,408,180	786,308,061

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	206,822,160	1,899,853	204,922,307
未収金	303,290	0	303,290
立替金	1,104,669	374,933	729,736
合 計	208,230,119	2,274,786	205,955,333

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

1 2. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

1 3. 重要な後発事象

該当する事項はない。

1 4. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	1,063,900 円	1,060,385 円
② 長期前払費用からの振替額	989,372 円	1,007,476 円
貸借対照表計上額	<u>2,053,272 円</u>	<u>2,067,861 円</u>

(2) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 新谷ヒゲ基金積立金

奨学金の貸付を目的に寄付されたものを積み立てており、同額の積立資産を留保するものである。当該積立金を使用して奨学金の貸付に充てる際は、予め理事会の承認を得て取崩すものである。

② 新規事業積立金

法人の将来の施設整備及び設備整備に係る支出に備えるために積立しているものであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の設備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る支出に備えるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。